## 女性のための ハラスメント特別労働相談



お悩みではありませんか?

本年5月に初めて法制化された「パワーハラスメント(パワハラ)」や、従来から男女雇用機会均等法などに記載されている「セクシュアルハラスメント(セクハラ)」、「マタニティハラスメント(マタハラ)」をはじめ、いろいろなハラスメントでお悩みの方について、専門相談員が問題整理の支援と解決に向けた情報提供を行います。

I 日時令和元年12月5日(木)~12月10日(火)※8日(日)は除く

午前10時~12時/午後1時~6時

- 2 場 所 京都府男女共同参画センター 相談室
- 3 相談方法 電話または面接
- 4 問合せ先 京都府男女共同参画センター らら京都

TEL:075-692-3433

受付・相談専用 075-692-3437